

インド知財制度・実務に関する 現地情報

～海外派遣事業を通じて～

日本弁理士会関西会 国際情報委員会

青木 孝博, 古茂田 道夫, 小野 正明



要 約

日本弁理士会関西会の国際情報委員会は、その一活動として、海外派遣事業を行っている。本稿では、2020年1月末に行ったインド派遣において現地の弁理士・弁護士事務所等との面談を通じて入手したインド知財制度・実務に関する情報の一部を、考察を添えてご紹介する。

目次

1. はじめに
2. インド知財の概要
3. 特許
4. 意匠
5. 商標
6. 権利行使及びライセンス
7. 模倣品対策
8. おわりに

1. はじめに

日本弁理士会関西会の国際情報委員会では、その活動の一つとして、毎年度、海外派遣事業を行っている。具体的には、関西所在の中小企業等のニーズを踏まえ、主にアジアの国に委員を派遣し、現地の公的機関（知財庁・特許庁・商標局、裁判所、税関等）や弁理士・弁護士事務所等を訪問の上、日本の知財制度・実務に関する情報の発信、現地の知財情報の収集、訪問先との交流を行っている。そして、その成果は、冊子に纏めて配布すると共に研修会を開催すること等によって、会員に還元し、また、知財情報の提供を通じて中小企業を支援している。

昨年度（2020年度）は、コロナ禍の影響により事業不実施となったが、一昨年度（2019年度）は、2020年1月末に、即ち、新型コロナウイルスが全世界的に猛威を振るうこととなる直前に、インド派遣を行った。そこで、本稿では、その過程で入手したイン

ド知財制度・実務に関する情報の内、現地事務所等との面談を通じて得た情報の一部（日本と特に異なる制度・実務に関するもの）をご紹介する。この点、インドにおいては、コロナ禍のロックダウン等により長期に亘り関連機関の機能停止又は低下が生じたことも相俟って、基本的には、現時点でも情報の有効性に変わりはないと考える。また、制度・実務の変更が判明した点については、可能な範囲で更新を行った。

なお、まず、インド知財の概要に触れ、その後、特許、意匠、商標等の個別分野に分けて、現地事務所等への質問とその回答を列記した上で、簡単に考察を付すこととする⁽¹⁾。掲載された事務所は、各項目間で順不同である（例えば、ある項目の「A事務所」は他の項目の「A事務所」と同一であるとは限らない）点に留意されたい。

2. インド知財の概要

インドは、中国に次ぐ世界第2位の人口を基盤とし、そのGDPは世界第7位（2017年）に位置する。さらに、2018年のインド政府資料によると、6.8%という高いGDP成長率に支えられ、そのGDPは近い将来日本を追い越し米国や中国に次ぐ世界第3位になると言われている。他方で、インドは、米国スペシャル301条報告書において、知財保護不十分として警戒レベルが2番目に高い「優先監視国」に指定されているように、知財システムについてはまだまだ発展途上であると同時に、複雑な手続等も散見される。

このような状況でありながら、高い成長率を反映してか、年々特許出願や商標出願の件数は増加傾向にあり、2018年には50,659件の特許出願、323,798件の商標出願がなされるに至っている。特許行政年次報告書2020年度版⁽²⁾によると、日本からはインドに対して約4,600件の特許出願がなされ、インドの知財システムを理解する重要性はますます高まっている。

インドの特許庁は、正式名称を特許意匠商標総局 (Controller General of Patents, Designs, and Trade Marks, 略称: CGPDTM) といい、主に特許及び意匠の審査業務を担う特許局 (Patent Office), 主に商標の審査業務を担う商標局 (Trade Marks Registry) 等から構成される。また、知的財産審判委員会 (Intellectual Property Appellate Board, 略称: IPAB)⁽³⁾ は、日本の特許庁審判部とは異なり、特許庁とは別の組織として設けられている。この知的財産審判委員会は、特許局や商標局の決定に対する審判 (拒絶査定不服審判) や無効審判等の審理を担う。さらに、知的財産審判委員会の審決に対しては高等裁判所が裁判管轄権を有し、審理を行う。

このような知財システムを有するインドにおいて、日本からは特許代理人 (Patent Agent) と呼ばれる弁理士資格を有するインドの代理人又は特許弁護士を介して手続が行われることとなる。具体的には、特許及び意匠は特許代理人又は特許弁護士を、商標や裁判所手続は特許弁護士を介して行われる。ちなみに、インドでは、法学部を卒業しさえすれば弁護士を名乗ることが可能であるのに対し、特許代理人となるには、インド国籍と理工系の学位が必須であり国家試験に合格する必要がある。(もっとも、特許弁護士と名乗るには国家試験に合格する必要がある。)

インドの知財システムにおいては、審査官と管理官がいること、実施報告義務があること、ライセンスの登録義務があること等、様々な日本とは異なる制度が



デリー特許局・商標局

ある。

3. 特許

(1) 意に反する公知に対する新規性喪失の例外適用について

(i) 背景

日本では、意に反する公知に対しても公知日から1年以内に出願していなければ新規性喪失の例外適用は受けられない。これに対し、インドでは、意に反する公知に対する出願期限は定めがない。

(ii) 質問

特許法29条や意匠法16条には、意に反する公知に対する新規性喪失の例外適用に関する規定がある。この規定の適用には、公知事実が出願前1年以内又は6ヶ月以内といった時期的制限があるか？

(iii) 回答

① A 事務所

意匠は、実際に出願期限はない。特許についても条文上の出願期限はないが、即座に出願すべきと言うべきであろう。別の公開により特許権を取得できないということもあり得る。

② B 事務所

意に反する場合、期限はない。一方、自ら意図した公開の場合は12ヶ月 (意匠の場合は6ヶ月) である。

③ C 事務所

意に反する公知であっても「公開後速やかに」出願することが条文上求められている。従って、意に反する公知を知ってから「合理的な期間内」に出願すべきである。管理官が出願するまでに要した期間が合理的な期間であると認めるか否かが重要であり、例えば3年という期間だと常識的に長過ぎる。

また、インド国内で例えば第三者によって商業的に発明が使われている場合には、そもそも意に反する公知の例外適用はできないので注意すべきである。

④ D 事務所

意に反する場合、特許及び意匠のいずれについても時期的制限はない。但し、自ら意図した公開の場合は、所定の期限がある。

(iv) 考察

現地事務所の回答から、意に反する公知に対する明確な出願期限は存在しないと考えられる。しかし、意に反する公知を知ってから「合理的な期間内」に出願すべきであり、長期間に亘って放置していると管理官

により認められない等により権利取得ができない場合があると思われる。

(2) 面接について

(i) 背景

日本を含む多くの国では、出願人は審査官と面接をすることができ、オフィスアクションに対する質問、明細書の技術内容に関する説明、審査の促進の要求等を行うことができる。一方、インドでは、最初の審査報告書に対する応答期間中に、拒絶理由が解消されない場合、出願人からの請求により、審査官にヒアリングする機会が1回与えられるのみであり、審査官と対話する機会が少ないように思われる。

(ii) 質問

インドでは、ヒアリング以外で出願人が審査官に対しオフィスアクションに対する質問、明細書の技術内容に関する説明、審査の促進の要求等を行うことができるか。

(iii) 回答

① A 事務所

インドでは、審査官が下位で審査を行い、管理官がその上位に位置している。管理官に対して面接することになるが、基本は何か公式な応答を提出してから、公式な場を設けてもらうことになる。非公式には面接



ニューデリーの光景

できるかもしれないが、条文上は認められていない。仮に面接できたとしても、その書面はもらえない。

② B 事務所

ヒアリングに至るまでの段階で事前に管理官と面接することは現実的には難しく、管理官から面接の申し出がある場合を除き出願人側から申し込んで受け入れられることはほぼない。B事務所として、これまでインタビューをした経験はない。正式な手続に則って対応しているので、オフラインで非公式な面接をすることはしない。

(iv) 考察

インドでは公式にはヒアリング以外に面接できる機会を持つことは難しいと思われる。但し、非公式に面接できる可能性を示唆する事務所もあり、事務所の方針や管理官との人脈等に依存している可能性もある。

4. 意匠

(1) 関連意匠制度について

(i) 背景

日本では令和元年の法改正で関連意匠制度の拡充が図られた。また、諸外国においてもこれに相当する法律制度を有している国が多い。これに対し、インドでは、関連意匠制度に相当する制度は見当たらない。そこで、同種の制度がインドに存在するの否かを確認した。

(ii) 質問

日本には互いに類似した意匠を登録する関連意匠制度と呼ばれる制度があるが、インドでも同様の制度はあるか？

(iii) 回答

① A 事務所

関連意匠制度は存在せず、全ての意匠は独立して出願が必要である。両出願は類似しているため、拒絶される可能性があるが、最初の意匠出願が公開される前に類似の意匠を出願すればよい。

② B 事務所

関連意匠制度は存在せず、全ての意匠は独立して出願が必要である。類似しているため拒絶されるが、両意匠に差異があればパッシングオフ（詐称通用）等で争える可能性はあるであろう。

③ C 事務所

関連意匠制度は存在しないので後願意匠は拒絶される。しかし、両意匠の差異を主張することで解消する

であろう。

④ D 事務所

関連意匠制度は存在しない。別々に出願する必要があるが、類似している場合、拒絶される可能性がある。その場合、両意匠の差異を主張すれば解消する可能性がある。

⑤ E 事務所

関連意匠制度は存在しない。政府に要求している段階にある。別々に出願する必要があるが、同一出願人であれば通常は拒絶されない。審査中に拒絶されれば、差異をきちんと説明すればよい。

(iv) 考察

現地事務所の回答は、関連意匠制度は存在せず、全ての意匠は独立して出願が必要である点で一致している。政府に要求している段階にあるとのコメントもある（1事務所）。このため、同一出願人による類似意匠は、別々に出願を行う必要がある。

一方、類似意匠の出願が同一出願人であることによる対応には事務所により見解の相違がある。同一出願人が類似意匠を出願した場合について、明示的な法の規定はないものの緩和された運用がなされていることが伺える。しかし、拒絶理由を通知されることも十分に考えられ、その場合には両意匠の差異を主張することが有効である点は、多くの事務所が認めるところである。

(2) 動的意匠制度について

(i) 背景

関連意匠制度と同様、動的意匠制度についても同種の制度がインドに存在するの否かを確認した。

(ii) 質問

日本には形状が動的に変化する意匠を登録する動的意匠制度と呼ばれる制度があるが、インドでも同様の制度はあるか？

(iii) 回答

① A 事務所

動的意匠制度は存在しない。各状態に分けて権利取得するかどうかは戦略の問題であり、関連意匠同様にパッシングオフで争うこともできるであろう。

② B 事務所

動的意匠制度は存在しない。

③ C 事務所

動的意匠制度は規定がない。

④ D 事務所

動的意匠制度はない。GUIが保護対象外であるため、ロカルノ協定に近づけるべく政府に対し意見している。但し、意匠の定義も変える必要があるであろう。

(iv) 考察

現地事務所の回答は、動的意匠制度は存在しないことで一致している。関連意匠制度のような登録するための方策に関するコメントが少ないことから、動的意匠の登録自体の要望が低い可能性が伺える。



ニューデリーの光景

5. 商標

(1) 先願主義と先使用主義について

(i) 背景

インドは、いわゆるコモンウェルスに属し、その関係上、登録主義を採りつつも使用主義的要素が強いという特徴がある。ここで、例えば、出願において、出願日の前後と最先使用日の前後が一致しない場合や未使用である場合に、どのように取り扱われるかが問題となる。

(ii) 質問

先願主義と先使用主義は、商標実務においてどのように具現化されるのか？例えば、最先使用日が後の先願と最先使用日が先の後願とでは、どちらが優先されるのか？未使用の商標に係る先願と既使用の商標に係る後願とでは、どうか？

(iii) 回答

① A 事務所

出願日に拘わらず、先使用の商標が優先される。2019年から、使用に基づく出願の場合、出願時に宣誓供述書の提出が必要になった。審査官は、そこに記載された情報を踏まえて審査を行う。

② B 事務所

先使用の商標が最優先される。出願していなくても先使用であれば、異議申立ての根拠となり得る。

③ C 事務所

先使用の商標が優先される。但し、最先使用日によらず、審査は、出願された順に行われる。飛び越しはない。

④ D 事務所

使用主義ゆえ、先使用の商標が優先される。

(iv) 考察

上記の通り、いずれの事務所も「先使用の商標が優先される」と回答している。日本においては、先使用の商標が拒絶理由、異議理由、無効理由となるためには、基本的には周知性又は著名性が必要とされるが、インドにおいては、それが必要とされない。この点、C事務所によると、審査は出願日の順に行われ、飛び越しはない。そうすると、ある出願において、最先使用日が先の後願は先行商標として引用され難いこととなり、当該出願は、異議理由又は無効理由を含んだまま出願公告又は登録がなされ得ると思われる。なぜならば、最先使用日が先の後願に係る商標が周知又は著名でもない限り、審査官がその使用の事実、ひいては当該後願の存在を感知するのは実際上難しいと考えられるからである。勿論、出願審査の際に先願だけでなく後願まで幅広く確認する可能性もあるが⁽⁴⁾、各出願審査において、それが十分に行われる保証はない。一方、仮に最先使用日が後の先願を引用した拒絶理由通知がなされた場合には、最先使用日が先であることを根拠として拒絶理由の克服が期待できる。

なお、引用商標については、一時期、既に失効しているものや明らかに非類似のものが引用されるケースが目立った。商標局によると、紙ファイルから電子ファイルに移行する過程で生じた事態であり、このようなケースは無くなりつつあるようである。

(2) 願書における最先使用日の記載について

(i) 背景

インド出願においては、出願商標を指定商品・役務について既に使用している場合、最先使用日を記載することが求められる。ここで、出願商標を使用している指定商品等が複数あり、その最先使用日が異なる場合、どのように記載すべきかが問題となる。

(ii) 質問

出願において、各指定商品について最先使用日の特定が必要なのか？或いは、その中で最も早い日（一番先に使用を開始した商品の最先使用日）を特定すれば足りるのか？

(iii) 回答

① A 事務所

同じ区分の中で、商品 A について1月、商品 B について2月、商品 C について3月に、それぞれ使用開始した場合、願書に記載すべき最先使用日は、1月となる。異なる区分の場合は、別々の出願にする必要がある。

② B 事務所

法上、各々の指定商品について最先使用日を特定する必要がある。しかし、現実的ではないので、最も早い最先使用日を願書に記載することを勧める。但し、他の最先使用日と余りに離れている場合（例えば、年が違う等の場合）、別の出願にすべきである。

③ C 事務所

各々の商品について最先使用日を特定する必要はなく、一つ特定すればよい。最も遅い最先使用日（例えば、商品 A が1月、商品 B が2月、商品 C が3月の場合、3月）を記載すべきである。

④ D 事務所

指定商品ごとに最先使用日が異なる場合、願書の所定の欄には、最も早い最先使用日を記載し、注釈の欄に、その他の商品とその最先使用日を記載する。宣誓供述書にも各々の最先使用日を記載する。

(iv) 考察

上記の通り、各事務所で回答内容が異なるが、D事務所の方法が最も正確かつ厳密であり、理想的であると言える。しかしながら、特に指定商品等が多岐に亘る場合、各指定商品等について最先使用日を特定することは必ずしも容易ではなく、C事務所の方法が現実的かつ妥当であると思われる。というのは、願書において（具体的な特定なしに）「指定商品等」と言う場合、「全ての指定商品等」との解釈が成り立ち得るところ、最も遅い最先使用日に初めて、出願商標を全ての指定商品等について使用している状態に至るため、その日を指定商品等についての最先使用日とすることは、事実と齟齬しないと考えられるからである。

(3) ヒアリングについて

(i) 背景

インド出願と言えば、ヒアリングである。拒絶理由通知に回答した後、かなりの時間を経たある日突然、場合によっては数日後のヒアリングの開催が通知されることも珍しくない。正に「寝耳に水」状態である。そこで、ヒアリング開催の実情について、訊くこととした。

(ii) 質問

拒絶理由通知への回答後、ヒアリングは必ず開催されるのか？

(iii) 回答

① A 事務所

殆ど出願でヒアリングが開催される。拒絶理由通知への回答書を十分に検討せず、ヒアリングで処理しようと考えているのかもしれない。毎日相当数のヒアリングが行われる。

② B 事務所

拒絶理由通知に回答した全ての出願について、ヒアリングが開催される訳ではない。60%程度かもしれない。

③ C 事務所

拒絶理由通知に回答した出願の70%について、ヒアリングが開催される。ヒアリングは、回答書の内容に疑問があった場合のみ、開催される。

④ D 事務所

2017～2018年は、拒絶理由通知に回答した出願の殆どについてヒアリングが開催されていた。今は、ケースバイケースとなっている。但し、先行商標による拒絶理由通知の場合、ヒアリング開催の傾向にある。

(iv) 考察

上記の通り、各事務所で回答内容が異なるが、やはり、多くの出願についてヒアリングが開催されているのは確かなようである。実務上、拒絶理由通知への回答書の最後に、必要に応じてヒアリングの開催を希望する旨を付言することが多いが、「回答書を十分に検討せず」開催、「回答書の内容に疑問があった場合のみ」開催、「先行商標による拒絶理由通知の場合」に開催等、諸説あり、どのような場合に開催されるのか不明である。しかし、いずれにせよ、タイトスケジュールを余儀なくされることが多々あるとは言え、審査官と直接話すことは審査の促進に資すると思われるので、有効活用するのが得策であると考えられる。

なお、審査官と現地代理人が立ったままでカウンター越しに言葉の応酬を繰り返すのがヒアリングの典型的な光景であると聞いたことがあるが、2018年頃から対面だけでなくビデオ会議によるヒアリングも併用され始めたとの情報もあり、よりユーザーフレンドリーな制度に改善されていくことが期待される。



ニューデリーの光景

6. 権利行使及びライセンス

(1) 一方的仮差止命令に対する対抗措置について

(i) 背景

インドには、一方当事者の申立てのみに基づいて発せられ、1～5日という極めて短い審理期間で仮差止命令が出される可能性のある、一方的仮差止命令という権利者側に対する暫定的な救済措置がある。しかし、上記の通り、極めて短い期間で仮差止命令が出されるため権利者側にとっては極めて有効な手段である一方で、被告側にとっては言い分が十分に聞かれぬまま販売停止を命じられる可能性がある。

(ii) 質問

被告側の対抗措置として、一方的仮差止命令が出される前に、被告が通知を受けられるようにするために提出する文書としてCAVEAT（手続停止申請）があるが、このCAVEATの提出の実務上の留意点はあるか？

(iii) 回答

① デリー高等裁判所

CAVEAT は一方的仮差止に対する有効な対抗手段である。しかし、デリー高等裁判所の場合は、300～400 件／年の一方的仮差止の案件を扱うが、実際には 20% 程度でその申請がなされる程度で、さらにその申請が認められているのは数件程度である。

② A 事務所

仮差止の請求はそのうちの 80% がデリーとムンバイの裁判所で提起されるため、CAVEAT はこの二つの裁判所に事前に提出すべきである。そうすることで、一方的に仮差止命令を出されることはなく、被告側にも意見の機会が与えられる。

なお、一方的仮差止請求がなされてから CAVEAT を提出しても遅く実務上は意味がない。

③ B 事務所

仮差止の請求は、被告の本社所在地や支店所在地等を管轄する裁判所等に提起する等の地理的制限があるため、被告の本社所在地等の管轄裁判所等に対して CAVEAT は提出する必要がある。

④ C 事務所

CAVEAT は一方的仮差止の請求がなされてから行ったのでは遅いため、その請求がなされる予兆があった場合（例えば、警告書を受ける等）は、直ちに申請を行っておくべきである。

(iv) 考察

CAVEAT については、一方的仮差止の請求に対する高等裁判所やいずれの事務所も唯一の有効な対抗措置であると述べている。しかし、実際には、上記の通り極めて短期間でその命令が出されるため、C 事務所が指摘する通り、警告書を受ける等一方的仮差止の請求がなされる予兆があった場合には、少なくともデリー及びムンバイの裁判所に CAVEAT の申請を必ず行うべきである。

なお、インドの特許事務所・法律事務所では、裁判実務に長けた事務所の場合は、一方的仮差止の請求が自身のクライアントに対してなされたかどうかを毎日裁判所に通いチェックを行い、請求がなされていた場合には直ちにクライアントに報告すると共に、裁判所に意見の機会を求めるということを行っているようである。このように、一方的仮差止に対する対抗措置には、各事務所のノウハウがあるため、結局は裁判実務に長けた事務所を探し日ごろから良好な関係構築をす

るということに尽きる。

(2) 特許や意匠におけるライセンスの登録の必要性について

(i) 背景

従前はライセンス等の実施許諾を行った場合には特許庁への登録が必須とされ、それをしなかった場合には契約が無効であるとする判例も出された。その後、法改正により、登録に関する記載が削除されたものの、上記判例との関係において登録が必要か否かが、あいまいなまま今日に至っている。

(ii) 質問

特許や意匠においてライセンスをした場合に登録が必要か否か？その他、ライセンス登録の手続で、要する期間等注意すべき事項はあるか？

(iii) 回答

① A 事務所

当事者間での有効性については、登録は必要である。ただ、いつ登録するのかは、実務上は、交渉戦略に依るところが大きい。裁判でも始めてから登録した場合は、裁判所の判断に依存することになるため、登録していない企業には、裁判直前に登録することを勧めている。なお、意匠では登録期限があるためこのような対応はできない。

ライセンスの申請の期間については、どこに登録するかには依存しており、例えばデリー、チェンナイは 1 ヶ月、コルカタ、ムンバイはもう少し長い。

ライセンスの条件は開示しないようにすることが可能であり、申請時に対応することができる。その全部も、その一部のみも秘密にできる。一部のみを秘密にする場合は、全部を記載したもの、公開用に秘密事項を伏せたものの 2 つの書類の準備が必要である。

② B 事務所

特許及び意匠において、ライセンスの契約を政府機関に登録しなくても当事者間での契約自体は有効である。

特筆すべき点としては、意匠においては 6 ヶ月以内（さらに追加料金の支払いと共に 6 ヶ月の延長が可能）に登録する必要がある、それを過ぎると登録はできない点がある。万が一、上記期限を過ぎると、当然意匠は登録できないが、裁判内で契約が存在すること自体を主張することは可能である。但し、それを認めるか否かは、登録がされていないため裁判所の裁量に

よる。

なお、商標はそもそも登録が必要ない。

また、ライセンスの登録の申請をしてから実際に登録されるまでの期間は、おおむね数週間である（但し、特許、意匠、商標での違い等については情報収集できておらず不明である）。

さらに、登録されたライセンスの条件は、原則非開示にはできない。但し、請求すれば例外的に管理官の裁量で秘密にできる可能性がある。

③ C 事務所

特許や意匠のライセンスにおいて、登録がなくても当事者間の契約自体は有効である。但し、特許庁への登録をしていれば、契約に関する裁判において契約の有効性を裏付ける証拠として利用できる。

登録の期間は、特許は特に定まっておらず、いつでも登録できるが、意匠の場合は、6ヶ月以内が原則でさらに6ヶ月の延長が可能である。なお、意匠において、その期間が過ぎてしまった場合には、登録するには契約を最初からやり直すことで治癒可能である。

④ D 事務所

ライセンスの登録は必須ではないものの登録することを勧める。登録しないと権利者側が契約履行について裁判で争いたいときに契約の有効性で問題を生じる可能性が高い。特に、外国企業がインドに子会社を有しておりその子会社に対してライセンスしている場合も登録しておくことが望ましい。

意匠は、契約から6ヶ月以内（延長6ヶ月は可能）に登録する必要があるが、それを過ぎた場合はオリジナルの契約は活かしつつも新しく確認書として契約を行い、それを登録することができる。

契約の内容については登録する際に金額等も含め秘密にすることができ、黒塗りで提出すればよい。登録はオンラインで可能で、1週間～10日ほどで登録される。

(iv) 考察

上記の通り、登録の要否及び登録内容を秘密にできるかという点については、事務所ごとに見解が異なる結果となった。各企業における判断は、個別に信頼のおける現地事務所と協議しながら慎重に判断する必要があるが、いずれにしても特許については当事者間でライセンス契約上の問題が生じ、裁判になる可能性がある場合には、いち早く登録手続を進めるべきである。また、意匠については、契約の再締結によって登

録期限が過ぎても治癒可能であるが、契約交渉の煩雑さを鑑みると、ライセンス契約がなされたら基本的には登録手続を進めるべきである。

特に、日本企業がインド子会社に対してライセンスするようなケースは比較的多いと思われる事例であるが、このような場合であっても、D事務所において指摘されているように、契約上の問題が生じた場合に対抗する上で登録しておくことが望ましい。



デリー高等裁判所

7. 模倣品対策

(i) 背景

2019年に発表された Authentication Solution Provider's Association (ASPA, 認証に関わるインドの企業団体)の調査によれば、模倣品はインドにおいて年間1兆インドルピー（約1.5兆円）を超える損失を発生させているとのことである。このように、インドにおいて模倣品の存在は極めて大きな問題であるものの、その現状・対策については日本という遠隔の地では十分に見えてこない部分も多い。

(ii) 質問

模倣品対策として真正品の提供者側がとりうる措置はどのようなものがあるか？

(iii) 回答

① A 事務所

模倣品に対する対策の選択（民事か刑事か）は、破壊したいのであれば刑事、賠償を取りたいのであれば民事による訴えになる。但し、刑事事件とすると、真正品の提供者側の手は離れてしまいコントロールできなくなるため、当局に5年とか10年とか放置されるリスクもある。

② B 事務所

侵害をやめさせたければ、刑事裁判をすべきである。また行使する権利も、商標だとわかりやすく比較的判断がしやすいため、商標権がお勧めである。税関

手続については、インド国内にまだ入ってきていないものについてのみ有効である。

なお、刑事裁判ではかなり時間が掛かるものの、通常は訴訟が提起された段階で相手方も嫌がるため早期解決に導くことができる。

③ C 事務所

模倣品を見つけた場合には刑事と民事の選択肢があるが、インドでは警察から模倣品業者に情報が洩れる場合があるため、まずは民事で差止請求をするのが良い。

また、刑事である場合であっても、模倣品が販売されている地域・エリアを特定するだけで警察が摘発に動いてくれることもあるため、模倣業者への情報漏洩を防止すべく、特定の模倣品業者の名前を指摘するのではなく、地域・エリアを特定するのが望ましい。

(iv) 考察

基本的には、模倣品に対しては刑事裁判に訴えるのが主要な対策となる。但し、C事務所が指摘の通り、警察当局から模倣品業者に情報が洩れるというリスクがあるため、指摘の仕方については現地の事務所等と協議しながら慎重に進める必要がある。

なお、質問内容とは直接関係はしないものの、現地事務所の情報として、模倣品の多くは車や電気製品のパーツが主であるとのことである。また、大部分は中国から入ってきており（一説には70%以上）、税関等における水際対策も検討する余地があると思われる。他方、インド国内で製造される模倣品については、その製造拠点が郊外や田舎に移っており、インフラや電



Gaffar Market

波環境等が悪いため摘発がどんどん困難になっているとのことである。

8. おわりに

以上、インド派遣における現地事務所等との面談を通じて得た情報の一部をご紹介したが、現地事務所間で、回答内容が完全に一致する事項もあれば、逆に大きく異なる事項もある。後者については、「結局、ということなのか分からない」と結論付けることもできるが、その一方で忘れてはならないのは、物事には正解が複数存在する場合もあるということである。即ち、その現地事務所に特有の伝統的な実務慣行が存在し得ることは否定できないが、現地事務所ごとに一定の妥当性や合理的理由の上に成立する方針・方法も存在し、その結果、一つの事項に対して複数の方針・方法が併存する場合もあり得る。そうすると、知財実務においては、結局のところ、案件依頼先の現地事務所のアドバイスや提案に従って進めていくのが妥当であると考えられる。しかしながら、それと同時に、多種多様な情報や見解に触れるのは、検討・判断材料の豊富さに繋がり、極めて有益であるとも言える。また、そもそも現地事務所間で回答内容がまちまちであるという事実自体が、一つの情報である。特に、現地に直接赴き対面で様々な団体から入手した生の情報は、より一層貴重であると信じて止まない。本稿が、何らかの形で読者の方々の参考となれば、幸いである。

(注)

(1) 各執筆者の担当項目は、以下の通りである。

青木：インド知財の概要、権利行使及びライセンス、模倣品対策

古茂田：特許、意匠

小野：はじめに、商標、おわりに

(2) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/index.html>

(3) IPABは、2021年4月4日付公布の大統領令に基づき廃止される見込みである（但し、次期国会での審議により同大統領令が不承認となった等の場合には、存続し得る）。IPABが廃止されると、例えば、拒絶査定への不服申立ては、高等裁判所に対して行うこととなる。

(4) この場合、願書に記載の最先使用日が対比された上で、後願が引用され得る。

(原稿受領 2021.7.1)